

関東東北地方鉱山保安協議会運営規程

平成18年 5月11日  
関東東北地方鉱山保安協議会長  
在原 典男

(名称)

第1条 鉱山保安法（昭和24年法律第70号（以下「法」という。））第51条の規定に基づき関東東北産業保安監督部に置く地方鉱山保安協議会は、関東東北地方鉱山保安協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(会議の招集)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、次の各号の場合に会議を招集する。

- ① 法第53条第2項の規定により、関東東北産業保安監督部長（以下「監督部長」という。）から諮問を受けたとき。
- ② 委員の定数の3分の1以上にあたる委員が連名で会議の招集を求めたとき。
- ③ その他会長が必要と認めたとき。

2 会議の招集は、文書その他適当な方法で、招集期日の5日前までに各委員に対して行わなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(議事運営)

第3条 会議は、会長が主宰する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する者が臨時に前項の職務を行うことができる。

第4条 委員の発言は、会長に従わなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べ、又は説明させることができる。

第5条 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配付資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配付資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 傍聴人は、会場において会長の指示に従わなければならない。
- 3 会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

(代理人)

第6条 委員はあらかじめ会長の同意を得て、代理人1名を選任することができる。

- 2 代理人は委員に事故ある時は、その委員に代わって会議に出席し、意見を述べ、又は議決に参加することができる。
- 3 前項の規程により代理人が会議に参加するときは、その委員が出席して意見を述べ、又は議決に参加する者とみなす。

(部会)

第7条 鉾山保安協議会令(平成16年10月27日政令第330号)第3条により、協議会に次の部会を置く。

関東地区部会

東北地区部会

第8条 部会は、次の事項について調査審議する。

- ①関東地区部会においては、第2条第1項のうち関東東北産業保安監督部(以下「本部」という。)の管轄区域(関東東北産業保安監督部東北支部(以下「支部」という。)の管轄区域を除く。)のみの保安に関する事。
- ②東北地区部会においては、支部の管轄区域のみの保安に関する事。

第9条 部会の運営に関する必要な事項は、会長の同意を得て、それぞれの部会長が定めるところによる。

第10条 会長は、必要があると認めるときは事案を部会に付託することができる。

第11条 前条の場合において、部会の議決は、会長の同意を得て、部会の議決を持って協議会の議決とすることができる。

(運営規程の改正)

第12条 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、協議会に諮らなければならない。

(庶務)

第13条 関東地区部会の庶務は本部において、東北地区部会の庶務は支部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この規程は平成18年5月11日から適用する。